

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月及び同年3月
② 昭和52年4月から55年3月まで

申立期間当時、私は大学生だったので、母親が集金人に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間については国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年*月*日に国民年金に任意加入し、昭和51年度の国民年金保険料はすべて納付していることが確認できる上、オンライン記録によると、当時、同居していた申立人の両親及び兄は、当該期間以降の国民年金被保険者期間における保険料をすべて納付していることが確認できることから、任意加入した直後の2か月の保険料を申立人の母親が納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②について、前述の被保険者名簿によると、資格喪失日欄に「52.4.1」の記載があるとともに、当該被保険者名簿の上部には「喪失申し出」の記載があることが確認できる上、A市町村の申立人世帯に係る昭和52年度から54年度までの国民年金保険料徴収簿によると、申立人の被保険者氏名欄に「任意喪失」の印が押されており、52年度の欄には「納付不用」の印が押されていることが確認できることから、昭和52年4月1日付けで申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失の申出があったものと推認される。

また、前述の国民年金保険料徴収簿によると、申立人を含む申立人世帯5人の氏名が記載されており、備考欄には、「131,040」のほか10個の数字が記載

されていることが確認でき、当時、A市町村の職員が申立人世帯の保険料額を計算するために記入したものと推測されるどころ、昭和53年度における4人分の年間保険料相当額13万1,040円と合致している上、他の10個の数字についても、それぞれ53年度から55年度における4人分の保険料相当額と合致していることから、これら金額には申立人に係る保険料は算入されておらず、申立人が国民年金被保険者資格を喪失した後の保険料については納付されていないものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとする母親から、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年3月26日に、資格喪失日に係る記録を34年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月26日から34年2月25日まで

私は、昭和33年に集団就職でA社に入社し、34年2月まで勤務したが厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。同窓生名簿で同社に入社していることが確認できる上、当時、同僚と撮った写真もあるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同じ新卒者で同期入社 of 複数の同僚は、新卒で同期に入社した者は10人程度と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、11人の同期入社の者が確認でき、申立人を除くほぼすべての同僚が昭和33年3月26日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、同僚のうち4人は、「新卒者は全員厚生年金保険に加入していたと思うので、申立人も厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

加えて、申立人と同じ工場勤務していた同僚のうち、申立人が記憶している同僚4人は、A社における被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社と同僚のA社における申立期間の標準報酬月額の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年3月から34年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年5月まで

申立期間については、毎月自宅に集金人が来ていたので、私か私の母が国民年金保険料を支払っていた。その都度、集金人に口座振替にしてもらえないかと言われたことをよく覚えている。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは9年1月1日以降である。このため、申立人が主張する6年9月ごろから保険料を納付するには、別途、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市町村の記録によると、申立人が20歳到達により最初に国民年金被保険者となった日（平成3年*月*日）及び、厚生年金保険被保険者資格の喪失により国民年金被保険者資格を再取得した日（平成6年9月21日及び10年12月29日）は、いずれも平成11年3月17日に届出されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない上、上記の届出が行われた時点では、申立期間は、時効によりさかのぼって保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人と共に、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親からも保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成19年までは、年金保険料納付期間「265か月」として年金を受給していたが、同年に年金加入記録を確認したところ、9年*月*日に夫の厚生年金保険被保険者資格が喪失しているため「平成9年3月は3号被保険者ではない。」として、納付期間を「264か月」と訂正され、それまで受給していた金額を精算させられた。

平成9年3月末に夫が退職したので、同年4月にA市町村役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った際に窓口担当者から「夫が*月*日で65歳になっているので、3月分の保険料を納付するように」と言われ、その場で国民年金保険料の納付書をもらい、役場の会計窓口で1万数千円を納付した。以上のとおり国民年金保険料を納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは、平成19年8月15日に社会保険事務所（当時）により、申立人の国民年金の第3号被保険者としての資格喪失日及び第1号被保険者としての資格取得日が9年4月1日から同年*月*日に訂正処理されたことによるものであり、申立人の所持する年金手帳及びA市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人の第3号被保険者としての資格喪失日及び第1号被保険者としての資格取得日は同年4月1日と記録されていることが確認できる。このことから、19年8月15日までは、申立期間は第3号被保険者期間であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする9年4月当時、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付する必要が無く、同市町村の担当者が申立期間の保険料を納付するよう勧奨したとは考え難い。

また、平成9年4月当時、申立期間の保険料が納付された場合、申立期間は第3号被保険者期間であることから、当該保険料は過誤納として還付されることになるが、還付された記録は見当たらない。

さらに、申立人は、平成9年4月に国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った際に、役場の担当者から同年3月の国民年金保険料の納付書を渡されたと主張しているが、申立人の夫の健康保険被保険者資格は同年3月までであり、同年4月から健康保険を任意継続し、国民健康保険には11年4月から加入していることが確認できることから、申立内容には不自然さが認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、20歳のころ、個人事業所に住み込みで働いており、その時から、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間については、未納となっていることに納付できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月5日に払い出されているとともに、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表によると、昭和53年度以降の保険料については、現年度納付されているが、申立期間直後の52年度の保険料は、昭和55年2月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない上、払出日以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、過年度納付した記録のある昭和55年2月当時は、第3回特例納付期間に該当するが、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は、4万8,000円であり、昭和52年度分の過年度保険料と合わせると7万4,400円となることから、申立人が一括納付したと記憶する保険料額(4万円から5万円)とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が 2 年分として 10 万円ぐらい納付しているので、未納となっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 4 月 14 日に A 市町村において夫婦連番で払い出されており、A 市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、当該期間は国民年金の任意加入期間に当たり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記の申立人の国民年金被保険者名簿及び A 市町村が保管する国民年金保険料検認一覧表によると、申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料(6 万 9,660 円)並びに申立人及びその妻の 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料(3 万 4,980 円)が同年 2 月中に納付されていることが確認できるところ、同年 2 月中に納付された国民年金保険料は合計で 10 万 4,640 円となり、申立人の妻が加入手続き時に納めたと主張する金額約 10 万円に符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 668 (事案 363 及び 489 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

前回及び前々回の申立てでは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて認められなかったが、当時居住していたA地区において、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いなく、B市町村役場が発行した国民年金手帳保管証を提出するので、再度調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月12日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人が昭和36年から使用していたと主張する国民年金保険料納入証は、B市町村国民年金納入組合が集金の際に使用していたものであるが、B市町村では39年4月から当該組合に集金業務を委託し、それに伴い納入証を交付していたことから、申立人の主張とは相違していること等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年4月8日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たな資料として、申立期間に勤務していた事業所での慰安旅行の写真及び申立期間当時居住していた自宅前で家族と写った写真等を提出し、再度申立てを行ったが、i) 申立期間当時勤務していた勤務先の事業主から、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られないこと、ii) 申立人が提出した新たな資料には、申立期間当時、市町村役場の集金担当者が自宅に集金に来てくれ、保険料を納めると国民年金保険料納入証に印を押してくれたとの申立人の主張を肯定できる要素が含まれていないこと、iii) その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成21年11月11日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料として、B市町村発行の国民年金手帳保管証を提出し、当該保管証に昭和42年9月1日と押印されているのは、この日以前5年間の国民年金保険料を納付したから、市町村役場が当該保管証を発行したと主張しているが、当該保管証について、B市町村は、「国民年金手帳保管証は、保管期間欄に記載されている『昭和42年9月から46年8月迄』の間、市町村役場で国民年金手帳を保管していたことを証明するものであり、昭和42年9月1日と押印されているのは、発行日のことであって、同保管証の発行日以前5年間の国民年金保険料の納付を証明するものではない。」と回答している。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の上部に、昭和36年度を表す「36」の押印があり、これを二重線で抹消し「40」と記載されていることから、40年度以前の5年間の国民年金保険料は、納付していると主張しているが、当該記載について、B市町村は、「申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度当時は、新様式の国民年金手帳ができるまでの間、36年度から使用している様式の国民年金手帳を用い、年度の数字を訂正して使用していたものと思われる。」と回答しており、当該記載をもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めるには至らない。

さらに、今回の申立てを踏まえ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しについて再調査したところ、B市町村の国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年度にA地区において払い出されたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は確認できない。

加えて、今回申立人が新たな証言者として挙げている申立人の母親については、健康上の理由から申立期間当時の納付状況等について供述を得ることはできない。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当らず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 6 月 2 日まで

A社を退職後、同社が脱退手当金の請求手続を行ってくれたが、その前に勤務していたB社での厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した覚えがない。

昭和 62 年にもらった社会保険事務所（当時）からの回答でも脱退手当金を受給したという回答となっておらず、今まで受給していないと思っていたので年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことを記憶しているが、同社よりも前に勤務していたB社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は*であり、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の記号番号は*であることから、申立人に対し、二つの事業所において別の記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号*については、脱退手当金支給決定日（昭和 36 年 10 月 9 日）より前の昭和 33 年 12 月 1 日付けで、B社において払い出された記号番号*に統合されていることが確認できることから、統合後は、両事業所における厚生年金保険被保険者記録は当該記号番号*で管理されていたものと認められる。

脱退手当金を請求する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、前述のとおり、統合後の記号番号*によりB社及びA社の被保険者記録を管理していることから、B社に係る被保険者期間についても脱退手当金の計算の基礎とされているものと考えるのが相当であ

る。

また、申立人は、昭和 62 年 8 月 15 日付け厚生年金保険被保険者期間に係る社会保険事務所からの回答には、申立期間の脱退手当金が支給されていたという記載は無いと主張しているが、当時、社会保険事務所において、厚生年金保険被保険者期間の照会に対する回答に際して、脱退手当金を受給していたとしても、「脱退手当金支給済み」等を明記することなく厚生年金保険被保険者期間であったことのみを回答していたことが見受けられることから、このことをもって申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるには至らない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月11日から36年4月22日まで

私は、昭和34年6月4日に雇い入れされ、36年4月22日に雇い止めされるまでの期間、A社所有船舶「B船」に乗船し、従業員として勤務していたが、船員保険被保険者期間が34年6月9日から同年8月10日までとなっており、同年8月11日から36年4月22日までの船員保険被保険者記録が無い。申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しから、申立人が、A社所有船舶「B船」に従業員として昭和34年6月4日にC地区で雇い入れられ、36年4月22日にD国E港で雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同じ「B船」に乗船した同僚は、「日本を出港しD国に着くまでの期間は船員保険の加入期間となるが、現地到着以後は船員保険に加入できないと会社からの説明があった。」と供述している上、当該同僚のA社における船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は、申立人の同社における船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日と同日であることがオンライン記録から確認できる。

また、昭和58年にA社と合併したF社（現在は、G社）は、「申立人は、申立期間において、A社とH社（現在は、I社）がD国J地区に設立した合弁会社K社に雇用され、日本の船員保険は非適用となるため、その分現地ドル建て払い給与により増額されていると思われます。」と回答している。

さらに、A社からD国現地法人に移籍したA社の元社員は、「船員の給料については、A社ではなく、現地法人がドル建てで支払っていた。私は、現地法人で船員の給料事務を担当していたが、船員保険料は控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。